

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 葛城市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	82.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	109.7%
全職員	62.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.6%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	99.0%
本庁係長相当職	99.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	87.7%
31～35年	94.2%
26～30年	93.3%
21～25年	90.3%
16～20年	94.2%
11～15年	90.0%
6～10年	85.9%
1～5年	89.4%

【説明欄】

※実態に応じた情報公表となるよう、国の機関等からの出向者の勤続年数については当該機関の職員であった期間について通算している。

1. 「任期の定めのない常勤職員」について

男性の給与の割合が高い主な理由は、次の通り。

- ・ 相対的に男性の方が高い役職段階にある。(女性管理職比率 32.2%※R5.4.1時点)
- ・ 扶養手当・住居手当について、世帯主となっている男性に多く支給されている。
(扶養手当の受給者に占める男性の割合 81.6%) (住居手当の受給者に占める男性の割合 64.0%)

2. 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について

・ 会計年度任用職員のうち、給与水準が高い職種に占める女性の割合が高いため、女性の給与の割合が高くなっている。

3. 「全職員」について

・ 相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、73.7%が女性職員であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。